
特集：高齢女性の所得保障 趣 旨

日本の高齢者2,567万人のうち58%、後期高齢者1,160万人のうち63%は女性である（H21）。いまや世界の超高齢社会となった我が国では、「社会保障と税の一体改革」が急務とされるが、高齢社会問題はジェンダー問題だという認識がまず必要だ。女性をモデルに考えなくては、高齢者のマジョリティへの効果はわからない。

同じ高齢者といっても、性別によって境遇は大きく異なる。まず高齢女性は高齢男性より貧しい。高齢者の貧困率は男性18%に対して女性は25%である（H19国民生活基礎調査）。配偶関係別にみると、未婚・離別・死別など、夫をもたない女性は特に貧しい。

ではなぜ高齢女性は高齢男性より貧しいのだろうか。日本の高齢者の所得は約7割が公的年金によるものなので、性別による年金受給額の違いが、高齢期の男女格差に大きくかかわっている。公的年金受給額の分布を見ると、男性の半数近くが200万円以上に集中するのに対し、女性のピークは60-80万円である。しかも65歳以上の無年金者の割合は、男性7%に対し、女性は15%にのぼる（H20国民生活基礎調査）。

高齢女性の貧困は日本だけの現象ではない。その根本的な原因は、しばしば年金制度が就労にリンクするように設計されていることにある。女性は家庭責任のために職業キャリアを中断されがちである。女性のほうが非正規雇用の職に就きやすいことも年金額の低さにつながる。

そこで多くの福祉国家では妻の受給資格を夫の資格に依存させる制度設計を行ってきた。いわゆる「男性稼ぎ主モデル」である。しかし1970年代以降の第2次人口転換に伴う家族の変化により離婚や生涯独身者、同棲、婚外出生が増加し、そうした制度が機能しにくくなって「貧困の女性化」が問題となった。

ダイアン・セインズベリは1996年の著書で、女性の視点から見た福祉国家の再分類を試み、性別分業型の世帯を社会政策の単位とする「男性稼ぎ主モデル」と、個人を単位とする「個人モデル」を区別した。さらに福祉国家における女性への資格付与のタイプが最も重要であるとして、「必要により」（困窮など）のほかに、「妻として」（扶養家族として）、「母として」（ケア原理による）、「就労者として」、そして「市民として」といった資格付与のタイプを区別した。「母として」を「妻として」から明確に区別して、ケア役割の評価により、女性（シングルマザーを含め）が家族関係から中立的に社会的便益にアクセスする「個人モデル」への道が拓かれるとした点が画期的だった。

被扶養者への手厚い保護を残すアメリカは例外として、1970年代以降2000年代までにヨーロッパを中心に各国でなされた制度改革は、「妻として」の派生的受給権から、就労やケア（育児・介護）という広義の経済活動による社会への貢献や普遍的市民権に基づいた直接的個人的受給権へという、大きな流れの中にあると言える。改革のポイントは、①育児・介護期間の評価、②非正規雇用者の包摂と低い年金額の是正、③離婚時などの年金分割、④事実婚など多様な家族形態への対応、⑤基礎年金などの普遍的最低保障、⑥性中立的な制度設計、⑦女性の就労率を高める労働政策、などである。

では日本はというと、昨今話題となっている第3号被保険者問題に示されるように、「妻として」の資格

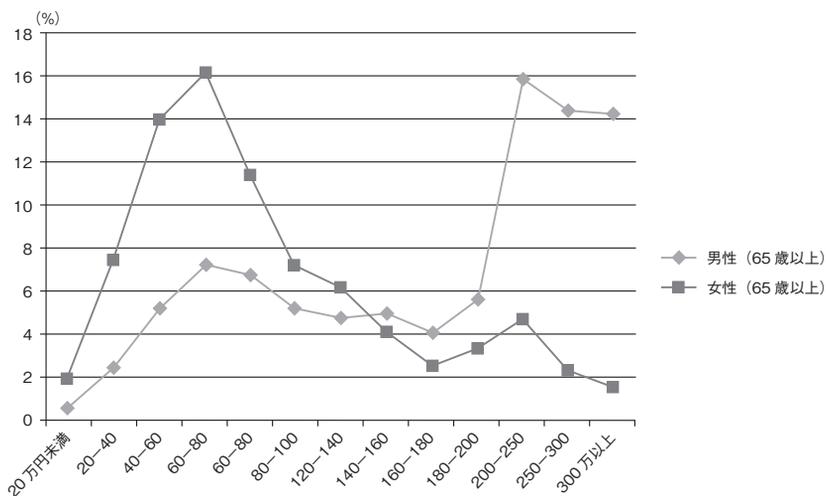
付与が色濃く残っており、夫の転職や失業により資格を失う不安定さが大きな問題を生むことが明らかとなった。第3号廃止論もあるが、性別分業が根強い現状では非現実的とも言われる。子どもの年齢や介護の有無などで制限を加えることにより、ケア役割を資格付与の要件とする、名実ともに直接的で個人的な受給権を確立すれば、現状の大きな変更なしに正当性のある制度に転換できるのではなかろうか。それと同時に「子ども手当」も養育者への給付と位置付ければ、曖昧なこの制度の政策的意味も明確になる。

若年層に目を転じれば、非正規雇用の増大は女性に特に顕著である。出産退職せずとも初職から女性は非正規という最近の傾向は、女性就労の促進という高齢社会の定石に逆行している。他方、男性も非正規化しているので、男性稼ぎ主の妻の座も危うい。「就労者として」も「妻として」も、高齢女性の経済基盤は先細りする一方だ。現在の若年層が高齢期に入る30年後、貧困高齢女性の増大と社会保障の破綻を招かないためには、ジェンダーを意識した制度改革をすぐに始めねばならない。

(落合恵美子 京都大学大学院教授)

(参考) Diane Sainsbury, 1996, *Gender, Equality and Welfare States*, Cambridge UP.

阿部彩2010「日本の貧困の動向と社会経済階層による健康格差の状況」『生活困難を抱える男女に関する検討会報告書』内閣府男女共同参画局



出典) 阿部 (2010) から再計算

男女別年金受給額の分布

表1 諸外国における育児期間などに係る配慮措置と育児休業制度

国名	被保険者 (◎強制 △任意 ×非加入)	育児期間
日本	◎被用者、自営業者、無職 [2001年]	育児・介護休業法上の育児休業を取得する労働者について、子どもが満3歳に達するまでの育児休業期間中の厚生年金保険の保険料が免除される。(この間は、直近の標準報酬をもとに年金額が算定される。)
アメリカ	◎被用者 収入のある者 ◎自営業者 (年400ドル (35,104円) 以上の収入のある者) ×無職 [2007年]	特に措置はとられていない。
イギリス	◎被用者 (週に102.15ポンド (13,855円) 以上の収入のある者) (それ以下の低所得者は△) ◎自営業者 (年5,315ポンド (720,927円) 以上の収入のある者) (それ以下の低所得者は△) △無職 [2011年]	◎対象者 児童給付の受給資格者で12歳未満の子の世話をしているため最低稼得収入額以上の収入がない16歳以上の者。 ◎保険料を納めなくても、任意加入者向け保険料を拠出したとみなし、被保険者として退職年金 (国家基礎年金および国家第二年金) および遺族給付の資格が与えられる。
ドイツ	◎被用者 (2か月以内または50労働日以内の短期就労の者、もしくは月400ユーロ (46,496円) 以下の者は△) △自営業者 (業種によっては◎)、無職 [2010年]	◎育児期間 (子1人につき出生後の3年間) は、全被保険者の平均賃金を得て保険料を納付しているとみなす。 ・育児期間中の保険料は国庫補助金から支払われる。 ◎年金加入期間が25年以上の被保険者に対し、1991年以降に10歳未満の子の養育をした期間の賃金を年金計算上1.5倍で評価する (上限は全被保険者の平均賃金)。
フランス	◎被用者、自営業者 年間SMIC (最低賃金) の時給の800倍 (7200ユーロ (836,926円))、2011年の最低賃金9ユーロ (1,046円)) の収入がある場合、4四半期 (1年) の保険期間を得る。最低賃金の時給の200倍を基礎とした保険料を納めると1四半期の保険期間として有効となる。 △無職 [2011年]	3つの加算制度がある。 ◎保険期間の加算：子どもの妊娠・出産に対し、女性被保険者に4四半期、子の誕生または養子に続く4年間の養育に対し、両親のいずれかに4四半期、未成年の養子に対し、両親のいずれかに4四半期を加算する。 ◎年金額の加算：男女とも3人以上の子を養育 (16歳になるまでの間に少なくとも9年間自身か配偶者が養育したことが要件) した被保険者は、年金額を10%加算。 ◎育児親休期間の加算：育児親休期間に等しい期間 (最長8四半期) を保険期間の加算。上記保険期間の加算とは併給できない。
スウェーデン	◎居住権を有するスウェーデン在住者 [2011年]	育児期間 (子どもが4歳に達するまでの期間) については、年金権が保障される一定の配慮がある。 育児期間においてフルタイムからパートタイムに転職するなど、所得の喪失や減少があった場合、以下の3つのうちから最も有利な額を年金制度上の所得として扱う。①子の出生年の前年度収入額、②スウェーデンにおける平均所得の75%、③所得基準額に相当する固定額を年金制度上の所得金額に加える。低所得者の場合は②、4年後に職場に復帰して給与が上がった場合は③が有利になる。 育児期間については、所得の喪失や減少があった場合、 ①子の出生年の前年取得。 ②16歳以上65歳未満の全加入期間の平均所得の75%。 ③現実の所得に基礎額 (37,300クローネ (454,524円)) を上乗せした額の最も有利な額を年金制度上の所得として扱う。
韓国	◎被用者、自営業者 △学生や専業主婦 ×無職 [2010年]	<出産クレジット> 第2子以降の出産期間に対して、第2子は12ヶ月、第3子は30ヶ月、第4子は48ヶ月、第5子以降は50ヶ月まで、保険料納付が免除される。その際、加入者の年金受給前3年間の平均所得を免除期間中の所得として認める。 ※産前後休業期間の90日は保険料免除期間から除外。 <軍服務クレジット> 軍服務期間に対して6ヶ月間保険料納付免除。

(注) 表中の円表示は、OECD.Statによる2010年平均レート (1ドル=87.76円、1ユーロ=116.24円、1ポンド=135.64円、1クローネ=12.19円、1,000ウォン=75.96円)。各国の公的年金制度に関しては、海外社会保障研究のWebサイト (<http://www.ipss.go.jp/youshika/bunken/sakuin/kaigai/175.htm>) の表4を参照。これら表1から表4は、特集執筆者の協力のもと作成された。(スウェーデン：斎藤弥生、イギリス：平部康子、アメリカ：杉本貴代栄、ドイツ：森周子、フランス：神尾真知子、韓国：金成垣、(敬称略))

の 取 扱 い	介護期間の取扱い
(参考) 育児休業制度	
○対象者 日々雇用および期間雇用を除く労働者 ○形態 全日休暇 ○期間 子どもが1歳に達するまでに連続した期間（子ども1人につき1回）休業が必要な事情があれば、最長1年半まで延長可能。	特に措置はとられていない。
○対象者 50人以上の労働者を雇用している事業主に12ヶ月間雇用されており、直近12ヶ月間に最低1,250時間の労務に服している労働者 ○形態 全日休暇 ○期間 1年につき12週間（無給） ○育児だけでなく、出産、病児看護などに適用できる。	特に措置はとられていない。
○対象者 1年以上勤続している男女労働者（実親、養親を問わない） ○形態 全日休暇 ○期間 子どもが5歳に達するまでの13週間（無給）、ただし1年につき最大4週間	○対象者 自身が介護者手当の受給資格（重度障害者の介護を週35時間以上行う）をもつ者、障害者生活手当の中・重度向け介護給付／付添手当／常時介護手当のいずれかの受給資格をもつ障害者を週20時間以上介護する者。 ○保険料を納めなくても、任意加入者向け保険料を拠出したとみなし、被保険者として退職年金（国家基礎年金および国家第二年金）および遺族給付の資格が与えられる。
○対象者 男女労働者（実親、養親を問わない） ○形態 全日休暇 ○期間 子どもが3歳（使用者の合意がある場合は8歳）に達するまでの最長14か月（片方の親が取得できるのは12か月まで。もう片方の親も取得する場合に2か月延長される。）	○職業的ではなく、在宅の要介護者を週14時間以上介護する介護者は、強制被保険者となる。 ・介護期間中の保険料は、要介護度と介護時間に応じて、介護保険財政から支払われる。
○対象者 男女労働者（実親、養親を問わない） ○形態 全日休暇、労働時間の短縮 ○期間 子どもが3歳に達するまで原則として1年間（1年単位の延長を2回行うことが可能。）	特に措置はとられていない。
○対象者 男女労働者（実親、養親を問わない） ○形態 全日休暇、労働時間の短縮 ○期間 全日休暇は子どもが生後18ヶ月 労働時間の短縮は通常の労働時間の4分の1までが可能で、子どもが8歳未満又は小学校1年生終了まで。	特に措置はとられていない。
○対象者 雇用保険に加入している男女労働者 ○形態 全日休暇 ○期間 子どもが6歳以下または小学校就学前まで1年間	特に措置はとられていない。

表2 諸外国における遺族年金の取扱い

国名	子が成長するまでの間の若齢の遺族配偶者の場合	子を養育しない若齢の遺族配偶者の場合
日本	<p>◎遺族基礎年金 18歳到達年度の末日（3月31日）を経過していない子、または、20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の子が死亡した者によって生計を維持されていた場合 年金額 792,100円+子の加算 子の加算 第1子・第2子 各 227,900円 第3子以降 各 75,900円</p>	<p>遺族厚生年金 配偶者死亡時に妻の年齢が35歳未満の場合、夫の報酬比例の年金額の3/4が支給される。</p>
アメリカ	<p>◎養育者年金－16歳未満または障害を有する子を養育し、再婚していない配偶者に対し、被保険者の年金額の75%を支給（上記の子がある場合、妻に年齢要件は無い） ○18歳以下の子ども、一定の障害のある子どもには、同額の子ども年金あり。 ・家族の受給額の総額が被保険者の老齢年金の175%程度を越えた場合には減額される。 ・配偶者自身の老齢年金、障害年金を受給している場合には、その額だけ養育者年金は減額。 ・10年以上の婚姻期間がある場合は、離婚した元配偶者に対しても養育者年金が給付。</p>	<p>該当しない。</p>
イギリス	<p>◎片親手当－児童手当受給対象となる児童（16歳未満または16～18歳の学生）を養育している者、または、亡くなった被保険者の子を妊娠している者に対して、養育者手当として週100.70ポンド〔135,659円〕の基礎年金と死亡者の付加年金額（報酬比例、2002年からは半額）が支給 ※ 子1人につき第1子は8.20ポンド〔1,112円〕、第2子以降は11.35ポンド〔1,540円〕の加算 ・所得制限はない。 ・子が児童手当対象年齢でなくなった時点で支給が停止。 ・亡くなった被保険者と離婚していた場合、再婚している場合には支給されない。</p>	<p>◎遺族手当－被保険者が死亡した時点で45歳以上60歳未満である配偶者に対して、1年間、遺族手当として週100.70ポンド〔135,659円〕（55歳未満の場合、55歳を1年下回ることにより7%減額）の基礎年金が支給 ◎遺族一時金－死亡した被保険者も配偶者も老齢年金の受給年齢に達していない場合、配偶者に対して、遺族一時金として、2,000ポンド〔271,280円〕が支給 ・いずれも所得制限はない。</p>
ドイツ	<p>◎大寡婦（夫）年金－18歳以下の寡婦（夫）の子、被保険者の子を養育する場合は、再婚していない寡婦（夫）に、亡くなった被保険者の年金の55%（当初の3ヶ月のみ100%）の年金を支給 ・年金現在価値の26.4倍、つまり月額718.08ユーロ（旧西独）（83,469円）／637.03ユーロ（旧東独）（74,048円）（子1人に対して5.6倍、つまり月額152.32ユーロ（旧西独）（17,706円）／135.13ユーロ（旧東独）（15,707円）を加算）以上の所得がある場合には、この額を超える所得の40%に相当する額を年金から減額。 ・離婚した配偶者が死亡した場合、5年の待機期間を満たし、再婚せずに自分の子または死亡した配偶者の子を養育する場合は、養育年金を支給。</p>	<p>◎小寡婦（夫）年金－47歳未満の再婚していない寡婦（夫）に、亡くなった被保険者の年金の25%（当初の3ヶ月のみ100%）の年金を支給 ・受給期間は24月。 ・減額される所得についての規定は大寡婦（夫）年金と同様。 ・稼働能力が減少している場合は、大寡婦（夫）年金を支給。</p>
フランス	<p>◎寡婦（夫）手当－死亡した被保険者の再婚（事実婚やPACS）していない55歳未満の配偶者（パートナー）に、2年間定額の給付（1年目および2年目とも月582.18ユーロ（67,672円）を支給）。フランスに在住していることなどの要件もある。 ・所得が月額727.72ユーロ（84,590円）以下の場合に支給。 ・受給者が50歳以上の場合には、振替年金の権利を得られる年齢になるまで支給される。 ・55歳未満のため、自身の退職年金との併給問題は生じない。 ◎子どもの養育に対しては、ひとり親か否かにかかわらず、受給要件に該当すれば、様々な家族給付を受給することができる。そのうち、家族援助手当は子どもの養育費用の補償として、単身の父または母などに子どもが20歳になるまで所得要件なく支給される。かつては、子どもを養育するひとり親への最低所得保障として単親手当があったが、現在は参入最低所得と単親手当が統合されて、就労連帯所得（RSA）になっている。RSAは、所得のない人が再就職するように経済的に促進し、限られた所得しかない人の所得を補足するものである。妊娠している、または子どもがいる単身者またはカップルは、子ども数に応じた加算がある。</p>	
スウェーデン	<p>遺族年金は1) 遺児年金、2) 調整年金、3) 寡婦年金で構成される。 1) 遺児年金は両親を亡くした子ども（養子も含む）に給付される。18歳未満が対象となるが、就学の事情などにより20歳の6月まで延長が可能である。給付額は両親の所得比例年金に応じるが、最低でも月額1,427クローナ（17,389円）は保証される。 2) 調整年金は65歳未満の夫または妻で配偶者を亡くした人に給付される。法律婚が条件で、サムボの場合は子ども（18歳未満）を有するか、かつて法律婚の事実があったことが条件となる。受給額は亡くなった配偶者の所得比例年金に基づいて決まる。 3) 寡婦年金は1990年1月1日に廃止されたが、法改正以前に結婚していた人たちのために現在も継続している。寡婦年金は1944年以前に生まれ、1989年12月31日までに法律婚をしていた女性で、夫を亡くした人に給付される。1945年以後に生まれ、1989年12月31日までに法律婚をしていた女性で夫が60歳になる前に結婚していて、生前に少なくとも5年は結婚していたか、あるいは夫婦の間に子どもがいることが受給の条件となる。給付額は夫の年金（旧制度）に基づいて決まる。</p>	
韓国	<p>◎遺族年金 ・対象：配偶者、18歳未満の子、60歳以上の父母（配偶者の父母を含む）、18歳未満の孫、60歳以上の祖父母（配偶者の祖父母を含む）の順で、遺族年金の受給権が与えられる。 ・年金額：年金加入期間20年以上 老齢年金の60% 10年以上10年未満 老齢年金の50% 10年未満 老齢年金の40% ・本人の年金と同時に受給権が発生する場合には、遺族年金の20%を重複受給できる。</p>	

(注) 表中の円表示は、OECD.Statによる2010年平均レート（1ドル＝87.76円、1ユーロ＝116.24円、1ポンド＝135.64円、1クローネ＝12.19円、1000ウォン＝75.96円）。

高齢の遺族配偶者の場合

遺族厚生年金
 配偶者の報酬比例の年金額の3/4が支給される。ただし、自分の老齢厚生年金の受給権がある場合には、実際に受給する年金については、
 (1) 遺族厚生年金のみを受給する。
 (2) 自分の老齢厚生年金のみを受給する。
 (3) 死亡した配偶者の報酬比例の年金額の1/2と自分の老齢厚生年金の1/2の額を併給するという3つから選択する。

◎寡婦（夫）年金－60歳以上または障害を有する50歳以上の再婚していない配偶者に対し、被保険者の年金額の100%を支給（子の有無は問わない）。

- ・寡婦（夫）年金の受給権を得た後に再婚しても給付。
- ・所得制限、配偶者自身の老齢年金、障害年金との調整、家族の上限による減額、10年以上の婚姻期間がある場合の離婚時の取扱いについては、養育者年金と同様。

◎65歳に達した時点で、亡くなった配偶者の保険料納付に基づく退職年金（国家基礎年金と死亡者の国家第二年金（報酬比例）の50%）を受給できる。

- ・自らの保険料納付に基づく退職年金を受給できる場合には、国家基礎年金の満額、付加年金の限度額までは合計額を受給可能。

◎大寡婦（夫）年金－47歳以上の再婚していない寡婦（夫）に、亡くなった被保険者の年金の55%（当初の3ヶ月のみ100%）の年金を支給。

◎振替年金－亡くなった被保険者の55歳以上の配偶者（婚姻期間および再婚の有無を問わない。事実婚やPACSは対象外）に、被保険者に対する年金の54%を支給。死亡した被保険者に配偶者および離婚した元配偶者がいた場合には、婚姻期間に応じて配分する。

- ・年間の所得が、1人暮らしの場合には、最低賃金の2080倍（18,720ユーロ（2,176,008円））、カップルの場合は1人暮らしの1.6倍（29,952ユーロ（3,481,613円））を超えない場合に支給。
- ・最低保障は月額274.19ユーロ（31,871円）、上限額は795.42ユーロ（92,459円）である。

該当しない。

表3 諸外国における離婚時などの年金の取扱（年金分割など）

国名	対象	分割方法	分割手続	その他
日本	○厚生年金（報酬比例年金のみ）	合意分割制度（平成19年4月1日～） 当事者の合意または裁判手続により定められた年金分割の割合で、婚姻期間中の厚生年金の標準報酬が多い方から、少ない方に対して標準報酬を分割する。 3号分割制度（平成20年4月1日～） 二分の一の割合で（固定）、第三号被保険者期間中に厚生年金の被保険者であった方から第三号被保険者であった方に対して標準報酬を分割する。	合意分割制度（平成19年4月1日～）当事者一方による請求。 3号分割制度（平成20年4月1日～）被扶養配偶者として第3号被保険者だった人からの請求。	
アメリカ	○年金分割の仕組みはない。 婚姻期間が10年以上の場合、離婚した場合でも、元配偶者の保険料納付記録に基づく配偶者年金（被保険者本人の年金額の50%）が支給される。			
イギリス	○国家第二年金 ○職域年金など ○適用除外の対象となる個人年金	○財産分与における年金受給権の整理については、 ①他の財産との相殺（Offsetting） ②年金支払者に対して、年金の一部を他方に支払うことを命じる（Earmarking） ③年金の受給権そのものを分割（Sharing）の各方法を選択 ○分割する割合は裁判所の命令によって定められる。 ○分割対象は婚姻期間中に限定されない。	○離婚には裁判手続が必要だが、内容については当事者間に争いが無い場合は、簡易な手続で行われる。 ○年金分割は、離婚に伴う財産分与の一環で行われる。 ○Earmarking, Sharingは裁判所の命令により行われる。	○国家基礎年金は、年金分割の対象となっていないが、離婚した場合でも再婚していなければ、元配偶者の保険料納付記録にもとづき年金を受給できる。
ドイツ	○公的年金 ○年金調整の場合は、企業年金・個人年金も含めて分割	○年金調整：年金期待権の分割 ・離婚時に直ちに、婚姻期間中に夫婦双方が獲得した年金期待権が分割される。 ○一方が著しく不利にならない限りにおいて、夫婦双方で年金調整の取り決めを行うことも可能。 ・取り決めに裁判所の許可は必要ないが、公証人による証書作成または裁判上の調書作成が必要。	○離婚は、裁判手続（離婚判決）を経てのみ可能であり、年金調整もこの手続の中で行われる。	○年金分割：婚姻中の夫婦について、婚姻期間中に夫婦双方が獲得した年金請求権・期待権を分割することが可能（夫婦双方が25年以上の年金加入期間を持つことが必要）。 ・企業年金・個人年金は分割されない。 ・年金分割を選択した場合、寡婦（夫）年金を受給できなくなる。
フランス	○離婚時の年金分割制度はない。しかし、振替年金制度は、離婚した配偶者についても、元配偶者死亡後婚姻期間に応じて受給できる。			
スウェーデン	該当しない。			
韓国	○国民年金	○加入期間5年以上の場合、離婚した配偶者が60歳になった時点で、婚姻期間の年金額の50%を支給する。 ・分割割合調整不可 ・再婚時も受給可能 ・本人の年金と合わせて受給可能 ・加入期間の合算は不可能 ・分割前に死亡や障害によって、年金加入者の老齢年金の受給権が喪失されると、分割年金の受給権も喪失	○60歳以前の離婚の場合は、離婚した配偶者が60歳になった時点から3年以内に申請。60歳以降の離婚の場合は、離婚の時点から3年以内に申請。	

表4 先進諸国の公的年金制度

国名	公的年金の体系	対象者 (◎強制 △任意 ×非加入)
日本		◎被用者 一定収入のある人 ◎自営業 ◎無職 (基礎年金) 20歳以上65歳未満 専業主婦には第3号被保険者制度あり [2007 年]
アメリカ		◎被用者 収入のある者 ◎自営業者 (年 400ドル (35,104円) 以上の収入のある者) ×無職 [2007 年]
イギリス		◎被用者 (週に 102.15ポンド (13,855円) 以上の収入のある者) (それ以下の低所得者は△) * 国家第二年金 (報酬比例部分) には、適用除外が認められている ◎自営業者 (年 5,315ポンド (720,927円) 以上の収入のある者) (それ以下の低所得者は△) △無職 [2011 年]
ドイツ		◎被用者 (2か月以内又は50労働日以内の短期就労の者、もしくは月収400ユーロ (46,496円) 以下の者は△) △自営業者 (業種によっては◎), 無職 [2010 年]
フランス		◎被用者, 自営業者 △無職
スウェーデン		◎所得税の納税者すべて (被用者, 自営業者, 失業者, 両親給付受給者, 疾病給付受給者, 障害年金受給者) [2011 年]
韓国		◎被用者, 自営業者 △学生や専業主婦 ×無職 [2010 年]

(注) 表中の円表示は、OECD.Statによる2010年平均レート (1ドル=87.76円, 1ユーロ=116.24円, 1ポンド=135.64円, 1クロ-

保 険 料 率	平 均 給 付 額
国民基礎年金（定額）14660円（月額） 厚生年金 15.704%（労使折半） 16.448%（船員及び坑内員）	[2007年] ひとりあたり 老齢基礎年金 平均663,428円（年額） 厚生年金 1,882,107円（平均年額） 退職共済年金 1,589,958円（平均年額）
15.34%（労使折半）1990年以降	[2010年] * 退職者 1,169ドル（102,592円）（月額） （男性1,216ドル（106,717円），女性935ドル（82,056円）） * 配偶者はその50%
26.7% （本人 12.9%，事業主 13.8%） 自営業者は週あたり、2.50ポンド（339円）の定額と年7,225ポンド（979,999円）を超え42,475ポンド（5,761,309円）以下の所得の9.0%	[2011年] 基礎年金 被保険者： 月約408.6ポンド（55,423円） 扶養配偶者： 月約245.16ポンド（33,253円） 付加年金 全受給者平均： 月約104ポンド（14,107円） 年金クレジット（資産調査つき最低保障年金） 夫婦：月約549.48ポンド（74,531円） 単身：月約838.80ポンド（113,775円）
19.9% （労使折半）	[2010年] 法定年金保険 全受給者： 742ユーロ（86,250円）
賃金総額に対して、本人0.1%，事業主1.6%の計1.7% 社会保障の上限を限度とする賃金に対して、本人6.65%，事業主 8.3%の計14.95% 老齢者連帯手当は、老齢連帯基金（全ての人が負担する一般社会拠出金財源）により支出される。	[2008年] 直接的権利の年金受給者：約1500万人 全ての制度の平均年金額：月1122ユーロ（130,421円）（男性の平均年金額1636ユーロ（190,168円），女性の平均年金額1020ユーロ（118,565円））
17.21% （本人 7.0%，事業主 10.21%） *生活保護受給者，失業者は社会保険給付から7%負担し，別途，国が10.2%を負担。 *自営業者は17.21%を全額自分で負担。 *17.21%は控除前の金額で，控除後の金額は18.5%。	[2011年] 保証年金（月額/満額の場合） 単身： 7,597クローナ（92,574円） 夫婦/1人当たり： 6,777クローナ（82,582円） 老齢年金（保証年金+職業年金+プレミア年金）受給額 年間129,856クローナ（1,582,379円） ※2009年，中央値
9.00% 被用者：本人4.5%，事業主4.5% 自営業者：全額本人負担 ※任意加入者の保険料率は，自営業者の中位所得の9%，保険料は全額本人負担	[2009年] 国民年金（老齢年金） 全受給者： 188,000ウォン（14,280円） 扶養家族年金 配偶者： 17,900ウォン（1,360円） 子ども/両親： 11,900ウォン（903円） 基礎老齢年金 単身： 88,000ウォン（6,684円） 夫婦： 140,800ウォン（10,694円）

-ネ= 12.19円，1000ウォン= 75.96円）。